

のあり方を決める

次の一般選挙から

議員の定数は

20

人

議員定数等調査特別委員会は、本市の依然として厳しい財政状況や、市が進める事務事業の簡素化、また職員の定員・給与の適正化などを受け、議会としてもみずから議員定数や議員報酬を検討し、議会改革を進めていく必要があるとして、議員定数や議員報酬等に関する事項について調査を行うことを目的に、平成21年6月定例会で設置を決め、5回にわたって調査検討を行ってきました。

調査結果として、次の5つの事項について報告します。

テーマ① 議員定数

▼議員の定数は、現行の24人から20人とする。

委員会では、当市の人口規模や財政状況のほか、県内31市に対して行った「議員の定数等に関する調査」の結果や全国の人口規模類似団体の状況、当市区長会からの要望や市民の声等をもとに検討を行いました。

3回目の会議で、「近隣市の人口及び定数を参考に考えると、当市議会の定数は20〜22人とするのが妥当なのは」という意見が多くを占め、定数を削減する方向が決定しました。しかし、「削減によっ

て行政と市民のパイプ役が少なくなり、市民の意見が反映されにくくなるのでは」と削減による弊害を懸念した意見もあり、具体的な定数を決定するまでには、時間をかけて検討を重ねました。

その後の会議でも「地域バランスを考えると、定数は段階的に削減したほうがよい」「議員の質を高めるために削減を」などの意見が委員からありました。

これらの議論を踏まえ、当市の人口規模を相対的に考慮した結果、議員の定数は、次の一般選挙から20人とすることに全員賛成で決定しました。

この結果を受け、議員提案で、定数を20人とする「行方

行方市議会議員の定数を定める条例

行方市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき20人とする。

附則
(施行期日)

1 この条例は、次の行方市議会議員の一般選挙から施行する。

●地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

〔抜粋〕⑤人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

市町村議会議員は、地方自治法第91条で人口に応じて上限数が決められており、定数は条例で定めることになっています。

現在の議員の任期は平成23年4月21日までです。次の改選時から、定数20人が適用されます。

次の世代のための

新しい議会



市議会議員の定数を定める条例」を提出しました。

テーマ② 議員報酬

▼議員報酬3万円の増額を市へ要望する。

委員会では、平成18・19年度決算に基づく当市議会の合併効果や、議員定数の調査で使用了資料をもとに検討を行いました。

当市議会の議員報酬が県内32市中31番目と低い額であることから、どの回の会議でも「今後、若い世代から議員を輩出できるような環境づくりを」という意見がありました。が、「議員の定数を削減しても、議員報酬を増額しては財政効果が無い」「市民の理解は得られるのか」という意見もあり、慎重に検討を重ねました。

その結果、幅広い年代層から立候補できる環境づくりの必要性、また、議員定数と議員報酬は併せて改定すべきという観点から、議員報酬は増額することが望ましいと決定しました。

なお、報酬金額は、県内の議員報酬金額の平均（35～36万円）や当市の財政状況を考慮して、「3万円の増額が妥当である」とし、この意見を盛り込んだ「議員報酬改定の要望書」を議会から市へ提出して、報酬審議会等で十分審議していただくことにしました。

テーマ③ 費用弁償

▼現行どおり2,000円を支給する。

委員会では、県内31市の状況を参考に検討を重ねました。

「議員報酬の増額と併せて費用弁償の有無を検討すべき」という意見もありましたが、議論の結果、現行の日額2,000円は妥当であると、今後も現行どおり支給することに決定しました。

テーマ④ 政務調査費

▼今後も交付しない。

近年の景気の低迷や政務調査費の支出にまつわる諸問題が取沙汰されていること、また現在交付している他の市議会でも見直しが行われていることから、今後も交付しないことに決定しました。

テーマ⑤ 会派制

▼今後も導入しない。

特段のメリットがないため、今後も導入しないことに決定しました。